



令和 8 年 8 月 6 日

保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消しについて

令和 8 年 7 月 30 日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消し」については了承するとの答申がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

1 保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消し**(1) 指定の取消しとなる保険医療機関**

名 称	和田カズト歯科医院
所在地	京都市山科区四ノ宮岩久保町 2 8
開設者	和田 一人
指定取消年月日	令和 8 年 8 月 13 日

(2) 登録の取消しとなる保険医

氏 名	和田 一人（わだ かずと）（66 歳）
登録取消年月日	令和 8 年 8 月 13 日

2 監査を行うに至った経過

厚生労働省並びに近畿厚生局及び京都府による共同指導を実施したところ、多数の患者に係る歯科技工指示書及び技工物納品書の持参がなく、このことについて、和田歯科医師から明確な説明がなかったことから共同指導を中断した。

その後、歯科技工所調査を実施し、当該保険医療機関に係る歯科技工物の製作実態を確認したところ、インレーについて製作実態が確認できない事例などが認められ、実際に製作されていないインレー及び実際に使用した材料と異なるインレーの診療報酬が請求されていることが疑われた。また、患者調査においても診療報酬の請求内容と一致しない事例が複数認められた。

これらのことから、共同指導を中止し、令和 7 年 8 月 6 日から令和 8 年 2 月 18 日まで計 10 日間の監査を実施した。

3 取消処分 of 主な理由

監査において判明した取消処分の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)

4 不正・不当請求金額

監査において判明した不正・不当請求金額は、監査で使用した令和5年11月分から令和6年5月分までのレセプトのうち以下のとおり

- ・ 不正請求金額 87件 1,745,626円
- ・ 不当請求金額 8件 9,460円

なお、監査において判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

5 再指定等

原則として、指定の取消しの日及び登録の取消しの日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消し
健康保険法第80条第1号、第3号、第4号及び第7号
- 保険医の登録の取消し
健康保険法第81条第1号及び第4号